

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年4月14日

区民委員会

# 速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時27分開会

○伊藤のぶゆき委員長 それでは、皆さんおそろい  
でございますので、時間前でございますが、ただ  
いまより区民委員会を開会をいたします。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 まず初めに記録署名員の指  
名を行います。  
横田委員、市川委員、よろしくお祈いします。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、異動管理職の紹介が  
あります。

まず、副区長から異動のあった部長級職員につい  
て紹介をお願いします。

○副区長 それでは、私から4月1日付で区民委員  
会所管の部長級職員に異動がありましたので、紹  
介いたします。  
茂木聡直地域のちから推進部長です。生涯学習支  
援室長を兼務いたします。前任職は危機管理部長  
です。

橋本太郎絆づくり担当部長です。絆づくり担当課  
長の事務を取扱いをいたします。前任職は、ごみ  
減量推進課長です。

私からは以上です。

○伊藤のぶゆき委員長 続いて、区民部長から異動  
のあった所管の課長級職員について紹介をお願い  
します。

○区民部長 私から、区民部内の異動があった課長  
級職員を紹介いたします。

村本浩史特別収納対策課長です。福祉部特命担  
当課長及び足立福祉事務所特命担当課長を兼務い  
たします。前任職はスポーツ振興課長です。

続きまして、山本克広戸籍住民課長です。前任  
職は障がい福祉センター所長です。

続きまして、早崎直人国民健康保険課長です。  
前任職は生活・暮らし臨時給付金担当課長です。  
なお、定額減税給付金担当課長は課税課長が兼務  
いたします。

以上で私の紹介を終わります。

○伊藤のぶゆき委員長 続いて、地域のちから推進  
部長から異動のあった所管の課長級職員について  
紹介をお願いします。

○地域のちから推進部長 私からは、地域のちから  
推進部及び生涯学習支援室内の異動があった課長  
級職員を紹介いたします。

江川博史地域調整課長です。住区推進課長を兼  
務いたします。前任職は住区推進課長です。

鈴木淳子多様性社会推進課長です。前任職は教  
育相談課長です。

江連嘉人地域文化課長です。生涯学習支援課長  
を兼務いたします。前任職は戸籍住民課長です。

原田裕介スポーツ振興課長です。前任職はシテ  
ィプロモーション課シティセールス担当係長で今  
回昇任です。

なお、3分野連携担当課長は中央図書館長が兼  
務いたします。

以上で私からの紹介を終わります。

○伊藤のぶゆき委員長 よろしくお祈いいたします。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、陳情の審査に移りま  
す。

(1) 5受理番号27 選択的夫婦別姓制度法  
制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求め  
る陳情、(2)受理番号1 選択的夫婦別姓制度の  
法制化を求める意見書を国に提出するよう求める

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

陳情、以上2件を一括議題といたします。

5受理番号27の陳情は凍結となっております。

また、受理番号1の陳情については、前回継続審査となっておりますので、質疑は本陳情のみといたします。委員の皆様よろしくお願いたします。

執行機関は何か変化はありますか。

- 戸籍住民課長 特に変化はございません。
- 伊藤のぶゆき委員長 それでは、質疑に入ります。  
何か質疑はございますか。
- 石毛かずあき委員 私の方から、選択的夫婦別姓の賛否についてなのですが、昨年、報道が世論調査を行った結果が、60歳までが大体賛成に7割の方が賛成ということで、また70代以上の方でも約5割以上の方が賛成というような結果になったそうです。この制度の中身については、議論を続けなければならないというふうに考えておりますけれども、いずれにしてもこの制度の導入によって、ジェンダーの平等だったり、また、社会全体の活力が高まって、格差や分断とか融和、そして、団結ということへ向かうことが期待されている中において、社会全体の活力、そうしたことを御理解をいただきながら進めていくことが大事だと思っております、この選択的夫婦別姓の賛否について、世論調査的なことをこれまで足立区としては実施したことがあるのかどうか、また、例えば、今後行う予定があるのかどうかお伺いをいたします。
- 多様性社会推進課長 今、石毛委員の御質問のあった件なのですが、調べたところ、足立区でそのような調査は行っていないということが分かりました。また、今後もやる予定は今のところないです。
- 石毛かずあき委員 予定はないということなのですが、まず、そもそも選択的夫婦別姓とい

うのは、御存じのとおり、夫婦が望む場合に、婚姻後も夫婦が婚姻前のそれぞれの姓、旧姓を名ることができる制度です。ですから、あくまでも、この制度については、望む場合というところが一つのポイントになってきます。そして、夫婦別姓制度を導入した場合は、先ほどお伝えしましたとおりに、ダイバーシティ等の実現や例えば、生まれながらの姓、自己の決定権や人格権を尊重する制度というふうにも言われています。この制度は、婚姻前から築いてきた仕事上の実績というものがそれぞれあると思うのですけれども、その辺について、男女とかそういう性別は、全く関係ないと思うのです。それは皆さん御理解いただけると思うのです。それは人それぞれが積み上げてきたものですから、ですから、そうした評価というものを女性でも維持しやすくするために、これまでのキャリアを途絶えることなく、婚姻後も様々な分野で女性活躍に貢献することにつながるとも言われています。

そこで、一方でなのですが、別姓を名めることは、日本の伝統や、また習わしであって、社会的に定着していることや、また、氏、姓ですね、名字は、家族や親子のまとまりを示すようなものだから、また、当然墓石なんかもそうですけれども、一つの丸々家という表示になっています。それが今までの日本の伝統といえますか、文化であって、そうしたものを大切にしたいという、そういった心を持っている方々の御意見も当然あります。ですから、先ほど言いましたけれども、この中身の議論というのが大事になってくるのですが、その中で、区では、区民の皆様が、夫婦別姓制度について、どの程度の問題性や関心があるのか、またどのように思っているのか、考えているかなどということをしかりと理解する必要があると思うのですけれども、先ほど、これからもアンケ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ート調査行うことはないというふうにおっしゃっていますが、考え方としてはどうでしょうか。やはりSDGsという推進区であって、何年もの間、こういったところから、自分の区の皆様の状況はどうなんだろうという関心がないというのも非常に残念なことなのですが、その点いかがでしょうか。

○多様性社会推進課長 お調べしましたところ、東京都の生活文化局の方で、令和4年に選択的夫婦別姓に関する意識調査というものをやっているということが分かりました。その辺を注視しながら、今後も事業を進めていきたいと考えております。

○石毛かずあき委員 ★★というふうにありがとうございます。私がお伺いしたいのは、東京都で行った世論調査で、足立区の方々、どれほど関心があるか分かりますか。

○多様性社会推進課長 足立区の皆さんがどこまで関心があるかというのは、この数字では分かりません。

○地域のちから推進部長 ちょっと私もその東京都の結果とかは見えていないのですが、地域別で出ているのだとか、石毛委員がおっしゃるような、どの程度関心があるか、区民が理解が進んでいるかというのは、資料の方はまず確認させていただきたいと思いますので、そこは我々としても、把握していかないといけないと思いますので、まず国の方もやっているという話も聞いておりますので、併せてちょっと確認する時間をいただければと思います。

○石毛かずあき委員 どうかよろしく願いいたします。否定しているわけではありませんからね。そういうことではなくて、大事なのは、区として、区民の皆様に、選択的夫婦別姓について問題提起を行いながら、またそうした提供を行いながら、どういうものなのかということの機会を増やす取

組というのが必要ではないかなど。その一つの方策として、そういった世論調査なんかも大事かなというふうに思うのですが、その点いかがでしょうか。

○多様性社会推進課長 その辺も踏まえて検討していきたいと考えております。

○市川おさと委員 今の、石毛委員のお話を聞きながらいろいろ思ったことをちょっとしゃべってみたいと思います。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求めるこの陳情を見ると、これは第一東京弁護士会というところから出ているのですけれども、憲法に反すると。要するに、民法750条は婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制限するものであり、憲法13条に反しますというふうに書かれている。石毛委員も、以前から私もお話を聞いていますと、この問題は人権問題であるというふうにおっしゃっていたというふうに認識しています。

石毛委員いかがですか。

○石毛かずあき委員 ★★に、大きく分けて、そのように私も今も思っています。

○市川おさと委員 そうしますと、執行機関とあまり話をするような話でもないと思うのです。これは議会の方で丸付けるかバツ付けるかという話ですから。もし人権問題というふうに捉えるのだとしたら、石毛委員がさっきおっしゃった、60代以上の方が賛成、70代以上が賛成とかという、そういう話というのは、関係あるような、ないような話だと思うのです。つまり、人権問題という話にすると、例えば、在外邦人の選挙権の話というのもあったわけだね。これも、かつては、日本の外に住んでいる日本人というのは、選挙を行使できない、あるいは、最高裁判所の丸付けたり、バツ付けたりという、これもできないということ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

がずっとあったのですけれども、これが最高裁判所の違憲判決がきっかけになってできるようになったということでもあります。

こういう話というのは、正に、本当に少数の人の人権に関する話でありますから、世論調査をして、世論が多いから通すとか、少ないから通さないとかという、そういう話ではないと思うのです。例えば、選択的夫婦別姓を求める人、本当にこれを自分の切実な問題として捉えている人というのは、物すごく少ないわけで、はっきり言って。物すごく少ないわけですよ。多くの人は、どうでもいいと思って、たしか、私も以前見た調査によると、国政上の関心がある事柄のうち、テーマのうち、この夫婦別姓というのは、相当低い順位だというふうに、捉えているということでもあります。ですから、人権問題というふうに、石毛委員、おっしゃるんでしたら、この世論というよりも、むしろ石毛委員自身が、あるいは公明党さん自身がどう考えるのかということ、そのことが非常に大事なのかなと思うのですよ。

私は、人権問題と言うかどうか分からないけれども、既に、何度も言っているとおり、外国で活躍をする、私の妹家族もアメリカに住んでいるのだけれども、★★名前が二つあるのだと。一つあるのだから、二つあるのだから分からないというのは、これはもう経済社会の中で、とてもじゃないけれども、まともに相手にされない、もう危険人物扱いされてしまうわけですよ。マネーロンダリングというのは、日本でも最近すごく厳しくなっているけれども、アメリカなんかすごい厳しいですから、資金の不正洗浄なんてね、すごい厳しいですから、名前がどこにあるのだから、幾つあるのだから分からないなんて、とんでもない話なのです。そういったことがあるわけで、そういった様々な主体が、この夫婦別姓というものを現実的に求

めている。また、石毛委員のおっしゃるとおり、人権問題という捉え方も相当できているというふうになっていると思うのですけれども、石毛委員そのあたりいかがですか。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。まず、この内容で審議をするに当たっては、こちらの陳情として2度提出されていますので、それですので、やはりこれは深く審議をしなければならないというところで、今、様々な観点で、分かりやすいような、何か対策はないかということで、そういった世論調査も含めて、説明する意味で立たせていただいています。総論的には、何ら市川委員との考え方は、そんなに変わっていません。ですから、そういった意味では、この選択的夫婦別姓については、先ほども、市川委員が言っていましたけれども、どれだけ今困っている方がいるのかという現状を踏まえて、やはりそこは訴えていかなければいけないという、そういった思いで審議をさせていただいています。

○市川おさと委員 別に、石毛委員にけちを付けているわけじゃないので、ちょっとそれは誤解しないでほしいんですけども。

本当に、だから、さっき具体的な事例で言った在外邦人の選挙権の話なんかもそうだけれども、あれだって、世論調査をして、ではやりますという話だったわけじゃないわけですよ。正に人権問題、選挙で投票するということが、もう全然できないということ、それはもうけしからんということで、最高裁判所の違憲判断が出て、それで立法が動いたということがあったわけでもあります。

今回、この選択的夫婦別姓の法制化を求めるということは、人権問題というふうに捉えるならば、もちろん、アンケート、様々な世論の動向というのを見ていく必要もあるのかもしれない、あるのかもしれないけれども、自分の信念、本当に、こ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ここにいる人間というのは、みんな名前を書いてもらって、区民の代表としているわけですから、本当に自分の信念というものがなければ、ここにはいないはずであります。ですから、自分の信念に基づいて、これはしっかりとすべきだと。どっちも賛成する人、反対する人、当然いるわけですが、自分の信念に基づいて言うべき場だろうなど。執行機関にあまりどうこうどうこうということは何も言ってもしょうがないので、むしろこの委員の中で、話をして進めるべき事柄だろうというふうに思います。

以上です。

○岡田将和委員 先ほど石毛委員からもお話がありました賛否の賛成6割、7割という数字なのですが、令和7年のJNNの調査では、別姓賛成26%、通称法制化47%、同姓維持が21%という調査結果もあります。設問の仕方によって、賛成ですとか、容認ですとか、そういう数字を含めた6割、7割という数字なのかなというふうに聞いていて思ったのですけれども、やはりこの世論調査という数字は、確かに日本の国全体での一つのアンケート結果だとは思いますが、先ほど石毛委員がおっしゃられた、やはり足立区においてはどうかということ、私もすごく気になる場所ではあります。

意見書の中に、例えばですが、子どもの話というものが、今回、法制化を進める陳情には載ってきいていないのですけれども、もし例えばこれ、私どもが、足立区議会として意見書を提出するというふうになった場合、この意見書の内容については、どういうふうな形で進めるのか、子どもの話とかそういうものを載せないのかどうかも含めて気になったのですけれども、教えていただけますか。

○区議会事務局次長 意見書の文案につきましては、

正副委員長に一任という形になりますので、出された請願、陳情を基に意見書を作成するという流れになるかと思います。

○岡田将和委員 足立区議会自民党としては、陳情を出された推薦団体の皆様、それから、通称名の拡大、そちらを進める団体の方々、両団体のお話を聞かせていただき、会派の中でも、選択的夫婦別姓について議論をさせていただきました。これ、賛成とか反対、白黒と分けられるものではなく、非常にデリケートな案件だというふうに感じております。その中で意見が出た、先ほど意見書の中に子どもの話が出ていなかったということなのですが、令和7年1月1日産経新聞が、小・中学生子どもたち2,000人に調査したところ、お父さんとお母さんが違う名字になったらどう思うという質問に対して、約半分、反対が49.4%、親が決めたのなら賛成18.8%、賛成が16.4%、よく分からないが15.4%という結果でした。私たちは、やはり、選択的夫婦別姓をこの陳情どおり意見書を出すということであれば、子どもたちの議論というか、子どもたちの名字がどうなるかということが一番心配だよねという話になっております。お兄ちゃんがお父さん、例えば、お姉ちゃんがお母さんの名字になる、そういったところも、すごくこれから心配になってきますし、出生届、15日以内に決まらなかったら、家庭裁判所が決めるという今案になっております。ということも含めて、子どもたちのことも含めて、この陳情請願の内容は、法制化を進めてくださいという意見書になるので、先ほど議会事務局次長がおっしゃられた委員長、副委員長に一任をさせていただいたときに、子どもの議論ですとか、通称名拡大のことですとか、一方に偏った選択的夫婦別姓法制化を進めるということだけでなく、通称名の拡大のことも含めて、例えば、意見書に出

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すならオーケーだよねとか、そういういろいろな話が出ています。ですので、後ほどくじらい委員の方から結論は出るかと思いますが、やはり子どもこと、未来のことも含めて、我々は意見を出さなければいけないのではないかなと意見を述べさせていただきます。

以上です。

○横田ゆう委員 前回、執行機関から資料を出されたように、23区の中でも意見書を提出した区は16区あるということで、都議会でも、国に対して意見書を提出しているということです。

全国的に見れば、この25年間に地方議会が可決した意見書は815件に上り、そのうち推進の方は479件、6割です。反対の自治体が336件を大きく上回っています。特に、2015年の最高裁判判決の後から、意見書は反対ではなく、推進がほとんどになっています。2015年の最高裁の判決は合憲とはされましたけれども、一方、この問題は、国会で論ぜられ、判断すべき事項となった判決だったと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤のぶゆき委員長 どなたか答えられますか。

○横田ゆう委員 そうなのです。（「何がそうなの」と呼ぶ者あり）一方、国会で、判断されるべき問題だということ、こういうことが言われたわけです、この判決で。それで、このとき、女性の判事が3人いまして、その3人を含む5人の判事が、女性の社会進出が進み、姓の変更は、個人の識別に困難を生じさせている点や96%の夫婦が夫の姓を選んでいる現状では、憲法24条2項、個人の尊厳と両性の本質的平等に反することから違憲であるという反対の意見が上がっていたと、これに附則されていたということです。この時期から、推進の決意がほとんどになってきています。選択的夫婦別姓を求める声は、ますます切実になってき

ています。結婚するときに、96%の女性が姓を変えています。女性は望まぬ改姓、又は事実婚、そして通称使用などの不利益、不都合を強いられている場合が大変多いということです。

また、実用的な面で、クレジットカードやパスポート、ICチップや航空券など、国際的なルールに基づくものでは、旧姓を使用することはできないと思いますが、いかがでしょうか。

○区民部長 国際★★の中では、通称名を使用することができないと思います。

○横田ゆう委員 そのとおりで、本当に女性が不利益を被っているということです。

海外で活躍する方々は、旧姓で名のると、なぜ旧姓で名のるのか疑問に思われて、混乱することもあります。世界中で夫婦別姓を選べないのは日本だけなので、これが本当に不思議だというふうに思われています。

一見、姓の問題は、ささいなことに見えるかもしれませんが、個人の尊厳に関わる本質的な課題です。姓を変えたくないという思いをこの制度で保障するということが必要になってきていると思います。家父長的な考えで歴史を押しとどめようとするなら、世界に取り残されることになると思います。やはり国を動かすためにも、意見書の提出を強く望むものです。

以上です。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 先ほど横田委員の質問の中でも、司法の場では国会で判断されるべきという判決も出たということだったのですけれども、今回の陳情、受理番号1の方の議論ということなので、我々足立区議会自民党としましては、国会において制

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

度自体の推進についての審議を進めるべきという立場を取らせていただいております、現在の我が党の国会議員で、旧姓の通称使用の拡大と選択的夫婦別姓のそれぞれの立場で議論をしているという状況でございます。

先ほど岡田委員からもありました、先日、足立区議会自民党としまして、旧姓の通称使用拡大と選択的夫婦別姓の推進のそれぞれの立場の主張をされる団体さんからお話をお聞きさせていただきました。その中で、我々自民党として政調会も開かせていただきまして、議論をさせていただいた結果なのですが、今回の自民党としては、この陳情の内容に対しては賛同しかねるという結論に至りますので、今回不採択とさせていただきます。

○石毛かずあき委員 我が党としましては、これまでもこの選択的夫婦別姓については、法制化を訴えてまいりました。やはり名字を改めることによって、負担が女性に偏っているというふうにも言われておりますし、またジェンダー平等の前進、多様性が尊重される社会の変化が求められる中であって、女性活躍を阻害するという事は、大変考えづらい、考えにくい世の中になっています。

また、何度も言いますが、一番大切なのは、今の現行の制度によって、社会的不利益を被っている方々がいて、そうした現状というのは見過ごすことができないという立場です。

ですから、国には、積極的に対応してほしいという思いとして、我が党としては、この度採択をします。

○横田ゆう委員 採択をお願いします。

○市川おさと委員 採択です。採択なのだけれども、子どもの姓の問題も、自民党さんからよく出るのだけれども、結婚して離婚してまた結婚するとかというそういったこともそんなに珍しいことでは

ないわけでありまして、子どものことをどうこうというのもどうなのかなというふうに思います。いずれにせよ採択です。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。まず初めに、受理番号1の陳情について採決を行います。

本件は採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○伊藤のぶゆき委員長 挙手多数であります。本件は、意見書の提出を求めるものであるため、足立区議会申合せ事項により、採択するには全会一致の賛成が必要となります。よって、同申合せ事項により、本件は委員会審査を凍結し、継続審査といたします。

次に、5受理番号27についてですが、本陳情は足立区議会申合せ事項により意見書を求める陳情で、全会一致にならない場合に該当しますので、引き続き、凍結継続といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 次に、(3)6受理番号14 2025年度の国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関な何か変化はありますか。

○国民健康保険課長 特段の変化はございません。

○伊藤のぶゆき委員長 それでは質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○横田ゆう委員 今回、国民健康保険料が初めて値下げとなったということで、陳情者のくらしと営業を守る足立連絡会の皆さんも安心しておられました。しかし、子どもの均等割の軽減については、まだまだ高い現状です。国民健康保険料は、ほか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の協会けんぽにないような、子どもが生まれるとすぐに5万円を課されるという仕組みになっているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国民健康保険課長 横田委員おっしゃるとおりです。

○横田ゆう委員 人頭税とも言われる均等割があります。子育てに本当に逆行するような制度であることで、やはり国に要望するべきだと思います。

それから、機械的な差押えをしないでというこの間の質疑を繰り返し行っていますが、その答弁は守られているのでしょうか。

○国民健康保険課長 今言っていました子どものところですが、こちらにつきましては、我々の方もいろいろと特別区長会を通して東京都に言ったり、そういったことはいろいろとやっているところです。

もう1点目の滞納関係でございますが、こちらについては、昨年度、いろいろと御迷惑、御心配をお掛けして申し訳ありませんでした。こちらについては、債権管理滞納整理専門員を導入しまして、寄り添った滞納対策をやっているところでございます。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

次に各会派の意見をお願いします。

○くじらい実委員 先日の3月24日の区民委員会において、国保の条例の一部を改正する条例、可決しましたので、内容的には1人当たりの保険料が下がる結果になったのかなと思っております。

そうすると、陳情項目の1の保険料の値上げをしないようにしてくださいという部分は、願意を満たしており、一定の成果を上げたのかなと思っております。

ただ、今後も、区として値上げの抑制のために、

医療制度とこの維持とのバランスが必要なのかなと思いますので、引き続き、区長会等での働きかけをお願いしたいかなと思います。2025年度における国保料の決定をいたしましたので、この陳情に関しては、今回不採択とさせていただきます。

○石毛かずあき委員 これまでも、足立区は、全国市町村会、また特別区長会等でしっかりとその辺御努力をいただいております。また、都に対しても、区長会を通じて、二段構えでこれまで行っているというふうに聞いておりますし、今後もそういったことを行っていくというふうに聞いています。

また、先ほど、くじらい委員からもありましたけれども、今回、改定では保険料の値上げというものもなく、一定程度の願意を満たされているのではないかなというふうに考えておりますので、我が党としては不採択をお願いします。

○横田ゆう委員 やはり国保料が一定下がったとしても、まだまだ家計には負担が大きい保険料ですので、特に子どもの均等割、これは是非下げしてほしいということもありますので、採択を求めます。

○市川おさと委員 負担と給付の話でありますので、総合的にやっていかなければいけないのかなというふうに思います。不採択で。

○伊藤のぶゆき委員長 これより採決をいたします。本件は、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○伊藤のぶゆき委員長 挙手少数であります。よって、不採択とすべきものと決定をいたしました。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、所管事務の調査を議

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

題といたします。

(1) 町会・自治会活動の活性化支援に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、報告事項を議題といたします。

(1) から (5) まで以上 5 件を区民部長から、(6) から (8) まで以上 3 件を地域のちから推進部長から、(9) を絆づくり担当部長から報告を願います。

○区民部長 それでは、区民委員会報告資料、区民部編 2 ページをお開きいただきたいと思えます。

件名、定額減税調整給付金(不足額給付)についてでございます。

令和 6 年度に実施いたしました定額減税し切れないと見込まれる方への給付、これに不足が生じた場合に、今回その差額について支給を行うものでございます。

二つのパターンがございます。

項番 1 でございますが、令和 6 年度の所得が減少した方につきましては、この差額分にも不足を生じておりますので、お支払するというものです。総定数が 5 万 6, 000 人でございます。

3 ページの項番 2 を御覧ください。

もう一つのパターンでございますが、青色事業専従者等の方に関しましては、前回、定額減税の恩恵がないというものと、あと、低所得世帯向けの給付の対象でなかった

方でございますので、それは原則 4 万円、6, 000 人に支給をするというものでございます。

なお、3 ページ上の方の (4) の表の中でございますが、1 番で、公金受取口座等を登録されている方につきましては、今回、口座の申込みをしなくても、申請不要で、6 月の下旬に通知を発送して、7 月の中旬には、お支払をさせていただくということで、これで約 6 割の方が、自動的に振り込みを完了するというものでございます。

次のページをお開きください。

区が実施する専用コールセンター等の表でございます。コールセンターメール対応チャットボットについても、今年度も対応してまいります。

項番 4 です。定額減税サポート窓口についても、平日は庁舎の 1 階、土日祝日については延べ 18 回、地域学習センター、商業施設、これはアリオ西新井、ポンテポルタ、ベルクスを予定しておりますが、ここを巡回をして、相談に乗らせていただきたいと思えます。

今後の方針ですが、未申請の方がいらっしゃった場合については、再勧奨の通知を送らせていただき、漏れのないように行ってまいります。

続きまして、5 ページでございます。

第四次足立区滞納対策アクションプラン(特別区民税収納率向上 3 年計画)の策定についてでございます。

まず、項番 1 です。アクションプランの実施期間でございますが、令和 7 年 6 月から令和 10 年 5 月の 3 年間の計画でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

成果目標につきましては、項番2の総合収納率、期限内収納率というのを定めさせていただきまして、これを目標に頑張るということでございます。

次のページでございます、6ページでございます。

項番3です。この中で、今回力を入れてやらせていただくのは、納期を守るこの意識付けというものに力を入れさせていただきたいと思っております。今までは、どちらかというと、滞納があってから、その対策をどうするかという方に重きを置いていたのですが、もちろん、そちらも大事なのですが、まずは遅れないでお支払していただく、これが一番でございますので、そちらについて力を入れてキャンペーン等を打っていきたくと思っております。

次です。7ページでございます。

次期戸籍住民課窓口等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施と令和8年度以降の委託項目の追加でございます。

現在、窓口業務等につきましては、業務委託を富士フィルムシステムサービス株式会社に行っておりますが、この期限が令和7年度で終わりますので、令和8年度以降の委託につきまして、公募型プロポーザルを実施するというものでございます。

追加項目がございます。

この2の(1)の表の中でございますが、窓口交付、追加と書いてございますが、こちらは、証明書の受付、作成、引渡しのほかに、印鑑登録、転出証明書の申請受付等も追加をさせていただきたいと思っております。

また、郵送交付につきましては、現在直営でございますが、こちらにつきましても、

住民票と戸籍、こちらの証明書の作成等について、委託に加えるというものでございます。

この効果でございますが、次の8ページをお開きいただきたいと思います。

表の中に、窓口交付につきましては、現在窓口が5か所ございますが、委託業者と区の職員が分けて窓口を使っています。このために、片方が空いていて、片方が混んでも、今でもお互い手伝うことができず、区民の方からは、なぜ忙しいところを手伝わないのかというようなお叱りも受けておりますので、これが同じ業者でやることによって、そちらをカバーし合いながら、スピーディーに交付につなげるというものを考えてございます。

郵送交付につきましても同じですが、3階で作業を行っているのですが、1階の窓口が混んだ場合については、郵送交付は、1時間、2時間を争うわけではございませんので、まずは1階の混んでいるところを助けに行き、スピーディーに交付をするというものを可能にするために同一業者に委託をするというものでございます。

今後のスケジュールですが、7月下旬から選定委員会を始めまして、10月にはプレゼンテーションを得て、業者の方、候補者を確定していきたいと考えてございます。

続きまして、9ページでございます。

戸籍への振り仮名記載の対応についてでございます。令和5年に戸籍法の一部が改正されまして、戸籍に振り仮名が記載されるということでございます。今後、仮名氏名の確認につきましては、来月5月26

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

日に法が施行されますので、このときをもって、今住民票で仮名が付けられておりますが、これを戸籍に付けて、それぞれ間違いがないかどうかというものを確認通知書を出したいと思います。該当者につきましては58万人でございます。発送の時期は7月中旬を予定しているところでございます。

次のページでございますが、では、修正があった場合について、どこに届けをするかということでございますが、これは全国の自治体どこでもその申請が可能でございます。また、マイナポータル、郵送ということでも受け付けておりますので、どちらか、もし修正があった場合につきましては、三つのパターンから選んでいただけるということです。そして、コールセンターも国が設置するものもございまして、やはり細かいお話もございまして、区がコールセンターを設置いたしまして対応していきたいと思っております。なお、こちらについては、あだち広報、3回に分けて出させていただきますので、こちらの方の詳しい説明についても、ホームページ、SNS等で、広く周知していきたいと思っております。

続きまして、11ページでございます。

お悔みハンドブック、御遺族の方へ（カラー版）の配布でございます。

既に議員の皆様には配布をさせていただきましたが、4月1日からカラー版の配布をさせていただきました。これにつきましては、広告事業を打ちまして、区が作るというか業者に無料で作っていただいて、これを配布するという形で、金額が掛からない形でやらせていただきました。

なお、ホームページにも同じデータを出させていただいて、ダウンロードして取れるような形を取らせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○地域のちから推進部長 地域のちから推進部の報告資料を御覧ください。

まず2ページになります。

公衆喫煙所の整備状況についてでございます。これまでの整備状況及び令和7年度の整備予定について御報告いたします。

1、これまでの整備状況についてでございます。これまでに18か所の整備を行いました。内容については、こちら、表のとおりでございます。なお、西新井駅西口については、駅前交通広場の整備、まちづくりの動向等により、将来的に移設を行うことも検討して、暫定という形にしております。

続きまして、3ページでございます。

2番、令和7年度整備予定箇所についてです。令和7年度については、1か所予定しております。（1）整備箇所なのですが、竹ノ塚駅西口になります。（2）種類なのですが、パーティション型加熱式専用ということで予定しております。（3）今後の予定、こちら記載のとおりでございます。

（4）案内図なのですが、こちら竹ノ塚駅の位置、それとイメージ図、こちら、地図と写真で入れてありますので御確認いただければと思います。

3、今後の方針です。今後も、喫煙者の状況、区民の声等の地域ニーズを検証した上で、候補地を定めて、整備に向けて、順次、進めていきたいと考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

続きまして、4ページになります。

足立区育児・介護休業取得応援奨励金についてでございます。こちらの2の内容を御覧ください。育児・介護休業の取得を推進する区内中小企業を支援するため、東京都働くパパママ育児応援奨励金又は東京都介護休業取得応援奨励金を受給した企業に、区独自の上乗せとして奨励金を交付いたします。

(2)がその内容でございます。こちら、東京都の事業がありまして、それに上乗せするという形で、事業を考えております。

続きまして、5ページでございます。

区奨励金交付対象事業者なのですが、3点記載してあります。区内の事業所で自主的に事業活動を行っていること、都奨励金の受給を決定していること、1年以内であることということで考えております。4、奨励金交付の流れ、こちら記載のとおりでございます。6、申請時の提出物、7番、申請期限、8、申請方法については記載のとおりでございます。9、今後の方針でございます。区ホームページ、Facebook、Xで周知するほか、広報でも周知を考えております。

また(2)番になるのですが、産業経済部で管理する企業情報データベースから抽出して、チラシを郵送したいと考えております。

続きまして、少し資料が飛びまして、12ページになります。

令和7年第2回定例会における「権利の放棄」について(時期変更)でございます。長期間の督促にもかかわらず、返却の見込みがない図書資料については、平成28年

度から第2回定例会において、返還請求権の放棄を行ってまいりました。令和5年・6年度の権利の放棄は、10年経過のものへのアプローチを行うため、12月の第4回定例会でお諮りしていたところでございます。令和7年度は、10年目経過者への訪問を実施の上、令和4年度以前と同様に、第2回定例会への議案提出を予定しているため、次のとおり報告いたします。

1、権利の放棄時期の変更理由でございます。(1)でございます。下から2行目辺りから説明させていただきます。権利の放棄の時期を12月に延ばして、3度目の督促を実施しても、返却の可能性は低いと見込むというのが一つの理由でございます。(2)番です。早期の権利放棄により、長期未返却者を減らし、未返却期間が比較的短い者に重点的に督促を行う。作業の効率化を目指してまいるといことが二つの目の理由でございます。

2番、権利の放棄の時期の経過なのですが、こちらについては、表のとおりでございます。

3、今後の方針でございます。(1)番、引き続き、権利の放棄前に10年経過者への訪問を行い、最終の返却を求めてまいります。(2)番です。未返却図書対策プランに基づき、効果の高い早期督促を重点的に実施してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○絆づくり担当部長 引き続き、報告資料の14ページをお開きください。

件名、孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について御報告申し上げます。

項番1で、令和6年度を総括させていた

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

できました。

項番2項で詳細を御説明申し上げます。

その項番2、高齢者実態調査の実施状況でございますが、令和6年度は48の町会・自治会に4,170世帯の調査を実施していただき、コロナ禍前のレベルに近づきつつございます。

15ページ、町会・自治会の訪問調査の結果の内訳が、(4)の表のとおりでございます。孤立なし以外の網掛けているA、B、Cにつきましては、(5)のとおり、地域包括支援センターの職員が改めて訪問をしております。その結果の内訳が、一番下の表のとおりでございます。事業開始以来、町会・自治会の方々に5万6,074世帯を調査していただきまして、その約10%に当たる5,615世帯を必要なサービスや地域社会につなげることができました。

16ページをお開きください。

項番3は、町会・自治会の自主的な見守り活動でございます。わがまちの孤立ゼロプロジェクトの実施状況でございます。昨年度は、18団体増えまして、128団体の実施となっております。

項番4には、絆のあんしん協力員、17ページでございます、絆のあんしん協力機関の登録者数の推移を載せてございます。

項番5、今後の方針でございます。(1)夏季の熱中症対策に加え、包括の訪問時などに冬場のヒートショックの予防も呼び掛けてまいります。また、大学生や高校生なども含めた若年層の絆のあんしんネットワークへの参加を呼び掛けていくほか、毎年11月を絆づくり強化月間といたし

まして、ポスター、ステッカーなどの掲出によりまして、幅広い世帯に孤立ゼロプロジェクト事業を周知してまいります。

18ページ以降は、町会・自治会別の実施状況を載せておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤のぶゆき委員長 それでは質疑に入ります。

○さの智恵子委員 私の方から何点か質問させていただきます。

まず、区民部の方のお悔みハンドブック、やっとなカラー版、完成したということで、すみません、ちょっとこちらを見てしまうのですね、担当違うのですが、こちらの方も届けていただきまして、大変カラーで見やすくなったなというふうに思っているところでございます。こちらは4月1日からの配布でございまして、約2週間なのですけれども、戸籍住民課等々、区の3か所で配布場所とございますが、何冊ぐらいをお取りくださって、皆様お持ち帰りになっているか、状況をお聞かせください。

○戸籍住民課長 全体の数はすみません、把握しておらず、申し訳ございませんが、特に特徴がありますのが、葬儀会社さんが、私どもからは配送しておりません、必要な部数をお持ちくださいという御案内をしておりますので、50冊単位でかなりお持ちいただいて、速やかに需要のある方、ニーズのある方にはお渡しできているのではないかなというふうに把握してございます。

○さの智恵子委員 本当に葬儀屋さんがお持ちになるのは、とても理にかなっているかなという形では思っております。そして、お悔みコーナーのことなのですが、こちら、見ていただいて、お悔みコーナーの御案内もあるのですけれども、実は先

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

日御主人を亡くした方から御相談がございまして、どうしたらいいでしょうかと、本当に困っているということで、お悔やみコーナーの紹介させていただいて、もう本当に係の方が丁寧にやっていたら、もう年金まで全部スムーズに終わりましたということで、感謝の言葉もございました。お悔やみコーナー、私たちも一生懸命発信しているつもりなのですが、やはり区民の方々、御存じないという方もいらっしゃるようで、やはり周知、大変大事な事だと思っておりますが、現在の今後も含めた周知方法についてお聞かせください。

- 戸籍住民課長 この度、お悔みハンドブックができたということも含めまして、ホームページ、その他、広報紙などでも周知しております。そして、実際、問合せ件数、予約等、増えてきてございます。
- さの智恵子委員 ちょっと要望なのですが、これ、1冊かなり立派なので、例えば、こちらの1枚をちょっとチラシで作るとか、あと、私たちがとても便利なのが、区の相談窓口というのがこの中に入っております、グリーンのもので、以前頂いて、私もこれカラーコピーして、★★。こちらの区民相談室というのも、意外と区民の方が分からなくてというのがあるので、要望なのですが、この1冊ずつを全世帯に配るとかいうのはとても無理なので、例えば、機会があれば、この御遺族の方へということとお悔みコーナーの御案内と、区民の相談室、区民の方がよく使うものについては、あだち広報でやっぱり1回もらっても、皆様やっぱり捨ててしまうのです。ですので、こういうものをいろいろな機会を捉えて、区民の皆様の手に取りやすいような対策も是非年間通して何とか検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 区民部長 そちらのお悔みコーナーにつきまして

は、最初スタートする前に、★★なチラシをまかせていただきました。その両面を使って、区民の相談窓口とかも記載できるかと思っておりますので、ちょっと検討したいと思います。

- さの智恵子委員 よろしく申し上げます。

続きまして、地域のちからについても何点か質問させていただきます。

まず、4ページ、足立区の育児・介護の休業取得応援奨励金ということで、東京都の事業に上乗せをしてということで、15万円ずつ上乗せということでございまして、交付予定数が35件ということ、これも前回は質問もさせていただいたのですが、今後周知方法については、あだち広報6月25日、また産業経済部が管理をするデータベースからもチラシを配布ということでございまして、こちらは大体何社ぐらいに、いつぐらいの配布をしていくかということについてお聞きをしたいと思っております。

- 多様性社会推進課長 6月25日の広報紙のタイミングで、Xとか、Facebookも載せるところなのですが、こちらの記載いたしました産業経済部が管理するデータベースの方なのですが、3,000件を予定しております。併せて周知していきたいと思っております。
- さの智恵子委員 3,000件にということでございますので、広く区内事業者にも活用させていただきたいと思っております。一方で、事業があるのは知っているけれども、書類の作成がとても面倒くさいというお声も頂戴しているところなのです。この申請に当たってのそういう書類の作成等の支援については、区はどのようにお考えでしょうか。
- 多様性社会推進課長 その辺も、社労士に書類の作成を依頼するというのも併せて周知していきたいと思っております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○さの智恵子委員 せっかく区が進めてくださる事業で、本当に働く方にとってのワーク・ライフ・バランスについても大変重要かと思っておりますので、35社、前回聞いたところ、東京都に申請をしたところが10社もなかったという令和6年の状況であったというふうにも聞いておりますけれども、1社でも多くのところが申請できるようなそういう推進も是非お願いしたいと思います。

最後に、孤立ゼロプロジェクトについて御質問をしたいと思っております。

こちら、以前、地域福祉協議会で私が委員でいたときに、外部の方がとてもすばらしい事業ですねということで、そういう評価もしていただきまして、高齢者の孤立を防ぐという大変すばらしい事業だと思っております。

こちらですけれども、15ページに、町会の方たちが、絆の推進の方たちが、訪問して、会えないところのAからCについての約1,400世帯については、包括による再訪問もしているということございまして、こちら、包括により621、4.3%の方に会えたという状況でございますでしょうか。

○絆づくり担当部長 地域包括の方で会えなかったというのではなく、一旦お会いして、不同意とか何らかの回答をいただいておりますので、その方に対して、更に再訪問をさせていただくということで、拒絶される場合もございますけれども、アプローチはさせていただいているということでございます。

○さの智恵子委員 地域包括の方で、その方をしっかりと掌握してくださることも大変重要かと思っておりますし、今後是非引き続き、しっかりと対応をお願いしたいと思うのですけれども、今後の方針の中で、包括の訪問時に、ヒートショックを予防する啓発メッセージ入りのタオルを配布

すると思いますが、こちらは、AからCに該当する方にお配りをするという認識でよろしいでしょうか。

○絆づくり担当部長 これまで、マガジンなどしか、ヒートショックの発信をしてこなかったものから、啓発物品という意味合いも含めて、改めてタオルでという提案でございます。地域包括を通じて訪問して、会える方が中心とはなりますけれども、こういったものを配布して、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○さの智恵子委員 そしてまた、(2)では、若年層の参加推進とあるのですが、大学生や高校生も含めたこの参加については、現在区はどのようなことをお考えでしょうか。

○絆づくり担当部長 このあんしん協力員さん、年齢的に言いますと、60歳以上が8割強ということございまして、やはりこういう若年層の世代に対するアプローチというのがどうしても必要になってまいります。既に、区内の都立高校では、駅前で清掃活動を行ったりですとか、あと、このスマホ教室のお手伝いで、実際に高齢者の方にサブで入ったり、こういう活動をされている学生さんいらっしゃるのです。そういったところには是非お声掛けをして、こういう枠組みの中で是非やっていきませんかというそういうアプローチをしてみたいと考えております。

○さの智恵子委員 是非、こういう若い方たちの参加は大変重要かと思っております。実は、以前、中学生消防隊というのが、足立区では37校全部にあるのですけれども、その消防隊のメンバーの活動の中に、地域の高齢者を訪問したいということのお声があったのです。若干これ、その消防隊を推進する先生たちの状況にもよるのですけれども、そういう意味では、結構、中学生もボランティア活動、今、結構推進もしているところもご

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ざいます。そういう意味では、地域にいる中学生の方でも、希望者も含めた、こちら大学生、高校生となっておりますが、中学生についても、是非推進も御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○絆づくり担当部長 これは、大学生、高校生等とさせていただきますけれども、さの委員御指摘のとおり、幅広く地域見守りについての、中学生もそうなのですけれども、いろいろな活動があるということは、我々、情報でも入ってまいりますので、是非そこは幅広くアプローチしてまいりたいと考えております。

○くじらい実委員 私から二つお伺いしたいと思います。

最初に、区民部で、先ほど、さの委員からちょっと触れられていたのですが、お悔みハンドブックについてお伺いしたいと思います。今回、これまでの冊子ですと、配布数として1万2,000冊だったのですが、今回新しく作って2万冊ということなのですけれども、増えているわけなのですが、これ配布場所とか配布方法については、何か変化があるのでしょうか。

○戸籍住民課長 まず、昨年の1万2,000冊ですが、これは刷り上げた数で、実際、年度途中で不足してしまいました。そういったところもありまして、2万冊に増やしていただいたところなのですが、配布しているところ、例えば、部数も申し上げますと、戸籍住民課窓口では6,000部ほど、払い出せるかなと思っております。また、区民事務所では2,000部ほど。それから、葬儀屋さん、これは予想なのですが、7,000部ほど出るかなと思います。また、地域包括支援センターにも配送してございます。2万部がそのように配布されるものと見込んでございます。

○くじらい実委員 見込みとしては、2万部はちゃ

んと配布できるということなのですけれども、これ余った場合というのは、翌年度に持ち越しとか、翌年度に対しても、この残った、例えば余ったとしても、配ったりできるのですか。

○戸籍住民課長 2万部ですので、やはり余りは出ると思いますが、内容改定の部分が出てまいりますので、来年度は来年度で、今年度の冊数なんかを参考にしながら、新たな部数で作成し、配布していく予定です。

○くじらい実委員 ちょっと心配したのが、これ、民間提案型広告事業ということなので、区の負担はないのですけれども、多分、広告を出していただいている方が何社かあると思うのです。その方々が、実は、広告を出したけれども配布されなかったとなると、せっかく広告出したのに、その効果というのが薄れてしまうのではないかなと思ひまして、本来2万部がしっかりいろいろな方の手元に届けば、その広告の効果というのがあると思うのですけれども、余ってしまったたり、配れなかったりした場合に、この広告の効果が、せっかく出していただいているのに、広告事業者からしたら、少しデメリットがあるのではないかなと思ひまして、質問させていただいたのですが、来年度、また冊数を計算しながらということですが、これ、最長5年間の協定を締結しているということなのですけれども、5年間のうちに、1年、1年、協定とは変化させられるという理解でよろしいですか。

○戸籍住民課長 変更できる主な内容は、やはり、次は令和8年度は何万何千部とかそういったところと認識してございます。

○くじらい実委員 広告料とかも何か変化とかするのですか。

○戸籍住民課長 広告料も変化すると思われまして、やはり2万部なのでということ、また来年度は、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

1万何千部とかを作って、令和7年度は、そのうちの程度配布されたとか、そういった数値での営業で広告料が変わるのかなと、これは予想ですけども、してございます。

- くじらい実委員 区の方も、これ多分ざっとした把握だと思えるのですが、先ほどお話があったとおり、例えば、ここで何冊出て、ここで何冊出るということをしっかり区としても把握をした上で、来年度、再来年度と、冊数とこの広告料等をしっかり計算していただいてやっていただければありがたいかなと思います。

それと、もう一つなのですが、公衆喫煙所の整備状況についてお伺いしたいのですが、こちら、令和7年度整備予定箇所について、竹ノ塚西口が明記されておりまして、今回、パーティション型加熱式専用ということで、パーティション型であって、これ紙たばこではなくて、加熱式の専用の整備ということなのですけども、ここに至った理由というのは何でしょうか。

- 地域調整課長 今回、竹ノ塚駅西口につきましてですけども、交通広場自体が、まずまだ暫定だということがございまして、整備した喫煙所がいつまで維持できるかという不確定な部分がございますので、まずパーティションをさせていただきます。

加熱式専用につきましては、昨年、禁煙特定区域での過料の対象に加熱式も含めていますので、加熱式の喫煙場所の設置が必要だというふうに、区では考えている点、また、パーティション型ですと、どうしても煙の影響というものもございまして、煙が比較的少ない加熱式を予定しております。

- くじらい実委員 分かりました。暫定ということで進めていただいていると思うのですが、今後の予定では、令和7年4月から令和7年10月まで

で、設計、地元説明、関係機関との調整と書いておまして、実際、地元説明というのはいつ頃から入る予定なのでしょうか。

- 地域調整課長 地元への説明としましては、地区の町会・自治会連合会への説明を4月末から5月、今月末か5月頭当初ぐらいにはしていきたいというふうに考えているところです。

- くじらい実委員 順番としては、地元説明から入っていただけるということだと思います。その後、設計とか関係機関ということだと思います。あと、実際、西口の駅前なので、西口駅前の商店街の方とか、その辺には御説明というのはされないのでしょうか。

- 地域調整課長 今後、地域の方にもお話を聞きながら、近隣の商店街にも丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

- くじらい実委員 恐らく地元説明会も含めて、近隣の御意見も伺いながらということになると思いますので、しっかり声を聞いていただいて進めていただきたいと思いますので、要望をお願いします。

- 横田ゆう委員 2点質問をさせていただきたいのですが、一つは、第四次足立区滞納アクションプランについてですけども、特別区民税の収納率のアップの目標があるというのは、当然よいと思いますが、差押え件数を上げる目標を持つというのはどうかというふうに思っています。この目標は、どのような位置づけなのでしょう、ちょっとお聞きしたいと思います。目標達成のために差押えを乱発するようなことがあってはならないと思いますし、というのは、この委員会で何回も質疑をしています、国保料で差押えで生活ができなくなったようなケースがありました。このようなことがないように、寄り添った相談対応を心がけていただきたいというふうに思っていますが、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いかがでしょうか。

○納税課長 やはり収納率を上げるための両輪といったしまして、差押え等停止というものがございませぬ。こちらの一つの行動の指針として、差押えもやる。ただ、相手方にそういった財産がないであるとかというのは、当然できませんので、そこをゴリゴリやるつもりではございませぬ。それは、お話を聞きながら、寄り添った対応をしながら、場合によっては停止又は欠損というようなことを考えて両輪を考えてございませぬ。

○横田ゆう委員 分かりました。私も、昨年、ある区民の方から、区民税の滞納が積み重なって払い切れないから、どうしたらいいだろうかという相談がありました。私も同行して納税課に行き、南館の相談のブースで、相談員と相談して、分割納付となって、安心して帰って行かれました。その方は、親の介護と事業を行っていましたが、その減収が滞り始めた原因だったのです。そういったハプニングというのは、誰にでもあるものだと思いますので、そういったときの相談体制、そして、こういうふうに相談できるのだという周知を強めていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○納税課長 催告のチラシでありますとか、また督促のチラシ等で、直接その対象者の方に伝わるように工夫をしております。

以上です。

○横田ゆう委員 あともう1点なのですが、足立区の育児・介護休業取得奨励金についてです。

ワーク・ライフ・バランス推進のために、東京都の奨励金に区独自の上乗せとして奨励金の交付が始まるということで、区も中小企業を応援してくれるのだということで、事業者も、また労働者もモチベーションが上がるというふうに思います。

介護休業についてですけれども、厚労省は1月

に判断基準を見直して、高齢者だけでなく、障がい児や医療的ケア児も介護休業制度を利用できるようになったということですが、何か通知などは来ていますでしょうか。

○多様性社会推進課長 通知が来ておりまして、実際に3月に、ワーク・ライフ・バランスの認定企業を集めた意見交換会を行いました。その際に、意見交換会の中で、社労士の方から、実際に手続の説明をしていただいたりですとか、あとは、その後、3月24日には、メーリングリストによって、こういった手続、是非やってくださいという御案内、翌3月25日には、FacebookやXを通じて、周知しているところでございませぬ。

○横田ゆう委員 是非、こういう国の責任において周知をするべきだと思いますけれども、やはりなかなか周知が進まないということもありますので、障がい児や医療的ケア児も利用できるのだというように含めて、周知をお願いしたいというふうに思います。

それから、不登校の子どものケアについても、介護休業の道が開けつつあります。厚労省の交渉で、我が党の不登校の子を持つ職員が、介護休業を利用できるかと聞いたところ、厚労省は不登校の原因が疾病にあり、医者が2週間以上の自宅療養が必要と判断して、日常生活の介護が必要と認められれば、休業の取得が可能であるというように見解も示しています。これはこれからのこととなりますけれども、やはり働く労働者の介護の休業の概念も、日々拡大してきているという、そして、大きく前進しているということもありますので、私も今後も動向を注視していきたいと思っておりますが、是非執行機関でも、しっかりと注視していただきたいというふうに思います。意見です。

○市川おさと委員 定額減税調整給付金（不足額給付）についてなのですが、これ、今回スケ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ジュールのところを見ますと、公金受取口座等を登録している方については、今回申請手続不要で給付金を振り込む方式を導入ということが、ゴシックでアンダーライン付けで書かれているわけがあります。しかも、今回、こうすることによって、支給時期も、ほかの人に比べて1か月ぐらい早くなるというふうになっているのですけれども、こうしたことにした経緯というのはどういうことなのでしょう。

○区民部長 こちら、前回、定額減税給付金をするときには、公金受取口座を使用するというのではなく、全ての口座を御本人の確認の上で、振り込むという形になりました。かなりの時間を要しました。前回、この公金受取口座あるいは給付金の受取口座というのは、もう既に確認をしてありますので、これについてはもう一度確認することなく、申請不要でこちらを進めていきたい。今後とも、今後、もしこういう給付等がありましたら、こういった公金受取口座等を利用することによって、プッシュ型で申請不要でやっていくということが可能になってきますので、今後、こちらを進めていきたいと考えています。

○市川おさと委員 分かりました。しっかりやってほしいなと思います。

もう一つお尋ねしたいのは、戸籍への振り仮名記載の対応についてということなのですけれども、これ、そもそもどうしてこういう話になったのかというと、マイナカードに登録した公金受取口座では、マイナカードの漢字氏名と銀行口座の仮名氏名が照合できないという致命的な欠陥があったということが、一つ、大きなきっかけになったというふうにも聞いているわけですが、改めまして、なぜ、今回このように戸籍に振り仮名記載をするようになったのか。私の認識だと、例えば、出生届を出すときには、必ず振り仮名を振っ

ているわけでありまして、また、住民票にも、振り仮名は振られているわけでありまして、単純に考えれば、それをマージすればいいぐらいの話なのかなと思うのですけれども、あえてこの本人に確認を取ってやるという手法を取るというのはなぜなのかなということについてお聞かせください。

○戸籍住民課長 まず1点目のなぜという部分なのですが、市川委員御指摘の部分もございまして、全体的には、社会がデジタル化してきてございまして、データ連携が進む中、漢字ということは、いろいろな字体があったり、読み方などもありますので、それを振り仮名を振ることで特定する、については、検索も間違いなくできますし、逆に、本人がなりすましをして、銀行を複数開設するというか、そういう事故も防げるということが、大まかな背景にございます。

そして、2点目の出生届等を届出しているのは、正にそのとおりでございますけれども、あくまで住民記録上のものですので、戸籍の登録ということでの手続ではこれまではありませんでしたので、改めて、今回法改正を機に、今後はさせていただくこととなります。そのためのこれまで登録済みといいますか、住民記録上の読み仮名が正しいかどうか、そこを確認させていただくことにございます。

以上です。

○市川おさと委員 それね、区役所の課長に言ってもしょうがないのかなというふうに、国がやれと言っている話なのだから、ここでどうこう言ってもしょうがないのかなという気はしますけれども、もう住民登録でもちゃんと名前振ってあるのだから、職権できゅっとマージすれば、それでいいのかなという気が非常にするのですけれども、ここでこれ以上言ってもしょうがない話ですから、これ以上言いません。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ただ、役所から来るわけですよね、これでよござんすかというのが来るわけで、そうすると、例えば、例えばですよ、借金で首が回らなくなってしまっている人なんか、新しい名前欲しいなというふうになると、例えば、人の名前を使ってしまったら失礼だから、市川で言いますけれども、市川の最後の「わ」の字を「は」にするとか、「いちかは」と、旧仮名にするとか、おさとの「お」をワ行の「を」にするとか、それは旧仮名だと「を」なのだけれども、ワ行の「を」なのだよ。そうすることで、新しい自分を手に入れて、借金の枠を復活させるとか、そういうことを考える人も、これ全国対象だから、いろいろな人がいると思うのです。そのあたりは、今から想定してもしようがないのかなという気もするけれども、どういうお考えでしょうか。

○戸籍住民課長 様々な申出はあるかもしれませんが、一般的な読みであれば、受け付けざるを得ないという今回の業務になります。

○市川おさと委員 一般的な読みであれば、受けざるを得ない、国がやることでね、区の裁量の範囲はそんなにないのかなという気もいたしますので、混乱なく進んでくれればいいなというふうに思うだけです。それは皆さんもそう思っているだろうけれども、思うだけです。

以上です。

○岡田将和委員 添付資料の滞納対策アクションプランの6ページでございます。6ページのところに、分かりやすい情報発信、外国人向け案内の実施、新規とあります。その中のイ、外国人を雇用する事業者向けのホームページを作成するとあるのですけれども、これはどういった内容のホームページを作られる予定でしょうか。

○納税課長 こちら課税課でやっている事業でございまして、特別徴収の方に対して、国外に転出す

る場合は、一括徴収をしてくださいという内容の御案内となります。

○岡田将和委員 前回だったか前々回だったか忘れてしまったのですけれども、外国人の方が自国に帰られるときに、納税管理人というものを決められるというお話がありまして、足立区においては、昨年度ですか、1万2,000人が足立区に来て、7,000人が足立区から出ていくということで、プラスマイナス5,000人ということだったのですけれども、これをしっかり徴収するためにホームページを作成する、また、外国人を雇用する企業を訪問、年間12件ということによろしいでしょうか。

○納税課長 そのとおりでございます。

○岡田将和委員 企業への訪問、年間12件ということなのですが、足立区内では、外国人を雇用する企業というのは、どれぐらいの数を見ているのでしょうか。

○納税課長 申し訳ございません。今資料を持ってございません。お答えできません。

○岡田将和委員 以前、区民委員会で配られた外国人の方の滞納率が12%ということで、やはり、私、今住んでいる東綾瀬で、実は、東綾瀬公園の駅前で、フィリピンエキスポという催しが2週間行われました。地域のちから推進部の方々には、御迷惑掛かっていたのではないかなというふうに認識しているのは、やはりカルチャーが違くと、例えば音量ですとか、どれぐらい音量を出したら近所に御迷惑が掛かるかという、日本人が持っているボリューム感と、外国人の方が思っているボリューム感というのは、やはりカルチャーによって全く違うという認識でおります。だからこそ、この住民税をしっかり納めていただくという基本的なこの日本人は分かるよねというところが、もしかしたら、国によっては御理解いただけない部

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

分があるかというふうに感じておりますので、以前から、私、区民委員会でいろいろと言わせていただいております。足立区内の日本語学校もかなり数あるかと思うのですが、この日本語学校に連携をして、例えば、日本語を教えると同時に、しっかり住民税は納めなければいけませんよですとか、国に戻っても、そういう納税管理人さんを指定して、その方に納めていただかなければいけないのだよというそういう連携とかは取られる御予定でしょうか。

○納税課長 外国人学校との連携というのは、今のところ考えてございませんが、今、御意見いただきましたので、検討の中に入れてまいりたいと思います。

また、外国人を雇用する企業は、総数は分からないのですが、給与支払報告書とあって、どこの企業から出ているかということで、そのボリューム感というのは分かりますので、そちらの多い方から訪問していくことを考えてございます。

○区民部長 補足いたします。

今、外国人学校のお話が出ました。区内では、大きな外国人学校が三つあると聞いております。年金事務所の方は、毎年年金の制度の御説明に回っているということも先日聞きましたので、是非我々もお伺いして、税金、国保、そういった制度の御説明に参りたいと思います。

○岡田将和委員 是非お願いいたします。何らかの形で、日本語学校とも接点を持ちながら、来年4月から、足立区内は、プラの分別も始まりますし、これは委員会が違うのであまり言いませんが、先日、私も交通安全で、テント、御一緒した町会の方から、行政はもちろんそうですし、今、町会さんの御負担、先ほどの絆、孤立プロジェクトの話もありましたけれども、今年は世論調査が10月

にあつて、それからプラの分別も、いろいろと御負担が掛かるというふう聞いております。何らかの形で、日本語学校とも接点を持ちながら、ごみ出しのマナー、それから収納率ということも含めて、区民委員会の管轄かと思っておりますので、御協力をお願いいたします。要望です。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○伊藤のぶゆき委員長 次に、その他に移ります。何かありますか。

○市川おさと委員 情報連絡についてなのですが、13ページの地域のちからの情報連絡。足立区民観戦デー、J1東京ヴェルディ戦の開催結果についてということでありました。これ、調布市の味の素スタジアムで、区内在住の1,000組を募られたということなのですが、この事業というのは、どういう事業、要するに、これは、東京ヴェルディさんが様々な費用も負担してくださったということなのではないでしょうか。

○スポーツ振興課長 市川委員のおっしゃるとおりでございます。

○市川おさと委員 分かりました。東京ヴェルディさんの絶大な御支援の下、このような事業を行われた、本当に区議会議員としても、うれしいなと思います。

その一方で、何かしてもらってけち付けるというのをちょっと気が差すのですが、味の素スタジアム、これ、車椅子席なんかもあるはずなのだよね。一方で、この事業では、この募集の際のチラシを見ても、では、車椅子の人とか、そういう支援が必要な人はどうするのと、初めから求

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

められていないとか、対象になっていないようにも見えるのですよね。ですから、これ、恐らくヴェルディさんに言えば協力してくれるような気がすごくするのですよ。ですから、これはヴェルディさんがやってくれて、協力してくれた事業で、別にけち付けるといのではないけれども、今後、こうした事業を行う場合には、車椅子席の方も確保して、このチラシ、区が作るのかな、こういうチラシなんかでも、車椅子の人とか支援が必要な人は、別途御連絡くださいとかなんとかそういう形でやれば、本当に足立区に住んでいる多くの人に喜んでもらえる。また、学校のお友達なんかも、車椅子の子とか、いろいろいるわけですから、お前も一緒に行こうぜという話にもなっていくのかなと思いますので、スポーツ振興課長、新任ということで、是非そういう形も協力いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- スポーツ振興課長 ヴェルディと調整して、車椅子の御案内でやれるよう調整してまいります。
- 市川おさと委員 ヴェルディに限らず、今後、足立区がやっている総合スポーツセンターのものなんかでも、同じようにやってもらいたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

- 石毛かずあき委員 御説明に来られたときも、うちの岡安副議長の方からも提案といたしますか、話がありましたけれども、足立区でも、この11月に、東京武道館を利用した聾者の方々のオリンピックありますね、デフリンピック。パラスポーツに関するそうしたイベントの話、また取組については、このような形で情報連絡があるのですが、いつも思うのですけれども、なぜこうしたデフリンピックに対する情報が、せっかく足立でも開催することになっているのにないのかなというふうに思うのですが、その点いかがですか。

○スポーツ振興課長 デフリンピックにつきましても、これからPR等してまいりたいと思います。

○地域のちから推進部長 これまで情報が十分に提供できていなかったのは大変申し訳ございません。

我々もこれからの取組、企画しているところもありますので、次の区民委員会のときには、この先の取組というのを明らかにして、委員の皆様にお示ししたいというふうに考えております。

○石毛かずあき委員 11月のことですから、もう4月、★★ますから、それをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、要望でよろしく願いいたします。

○伊藤のぶゆき委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤のぶゆき委員長 質疑なしと認めます。

では、委員長から申し上げます。

この委員構成で区民委員会を開催するのは、特段の事情がない限り、今回が最後になると思いますので、一言御挨拶をさせていただきます。

1年間ありがとうございました。今回区民委員会を1年間やってみて、何か改めて戸籍だとか、税金だとか、人権だとか、様々な、なかなか皆様が、答弁が難しい議題もあったのかなと思いますけれども、区民の生活の根幹となりますので、引き続き、執行機関の皆様には御尽力いただければと思います。

また委員会の皆様には、円滑な委員会運営に御協力いただきましてありがとうございました。1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

初めに、石毛副委員長、お願いいたします。

- 石毛かずあき副委員長 皆様1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

副委員長として、何とか皆様の御協力の下に務めさせていただいたというふうに言っていていいかどうか分かりませんが、伊藤委員長のお計らいで、大変スムーズな闊達な委員会になったのではないかなというふうに思っております。

今後、私もまた区民委員会に所属されるかどうか分かりませんが、今伊藤委員長がおっしゃったとおりに、本当に区民に直結した議題が大変多くございますから、しっかりと御審議の上、お願いいたしたいなと思いますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

以上です。

○伊藤のぶゆき委員長 ありがとうございます。

次に、横田副委員長お願いします。

○横田ゆう副委員長 皆さん、区民委員会1年間、本当にお世話になりました。何か非常に難しい議題もあったりして、質疑の中でいろいろとありましたけれども、やっぱり自由闊達に物が言える雰囲気、時々笑いも出たりとか、そういうことで、大変充実した委員会でした。ありがとうございます。

○伊藤のぶゆき委員長 ありがとうございます。

以上で区民委員会を閉会いたします。

午後2時53分閉会